

No.7 用途地域等の見直しの基本的考え方に関する案件概要

議第 1303 号 用途地域等の見直しの基本的考え方について

横浜市では、旧都市計画法等に基づき、大正 14 年に初めて用途地域を指定した以降、市域の拡大や線引き（市街化区域と市街化調整区域の区分）等に伴い、適宜見直しを行ってきました。

前回、用途地域の全市見直しを行った平成 8 年以降、都市環境や都市構造、社会経済情勢等は大きく変化しており、特に今後は人口減少に転じていくことも見込まれています。

現在、横浜市では「コンパクトで活力のある郊外部のまちづくり」や「魅力と活力あふれる都心部の機能強化」など、地域特性に応じたまちづくりの方向性を掲げ、人を呼び込み都市の活力を高め、持続的な成長・発展を実現するための取組を推進していますが、中でも人口の約 6 割が居住している郊外部での取組は重要であると考えます。

用途地域は、土地利用や建物の用途・形態等について規制と誘導を行い、良好な市街地を形成するための手法の一つですが、時代の変化を捉えて適切な見直しを図り、土地利用上の様々な課題に対応していく必要があります。

そこで、用途地域の指定の現状とともに、地域の実情や課題、将来の土地利用の動向等を踏まえて検討を行った「用途地域等の見直しの基本的考え方」について、このたび横浜市都市計画審議会に諮問します。